

総合事業に係るQ&A【柏市版】

※今後変更になる可能性があります

■ 指定事務等について(法人指導課)

サービス種	質問	回答	備考
1 訪問	(介護予防)訪問介護と総合事業(訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA)を一体的に実施する場合、サービス提供責任者の員数を算出するための利用者数の考え方は。	<p>実施するサービスによって異なります。</p> <p>1 訪問介護, 介護予防訪問介護, 訪問介護相当サービスの3つを実施する場合 3つのサービスの利用者数の合計</p> <p>2 訪問介護, 介護予防訪問介護, 訪問介護相当サービス, 訪問型サービスAの4つを実施する場合 (1) 訪問事業責任者を置かない場合 訪問介護, 介護予防訪問介護, 訪問介護相当サービス, 訪問型サービスAの4つのサービスの利用者数の合計 (2) 訪問事業責任者を置く場合 訪問介護, 介護予防訪問介護, 訪問介護相当サービスの3つのサービスの利用者数の合計 (訪問型サービスAについては, 訪問事業責任者を利用者数に応じて適当数配置すること)</p>	
2 訪問	(介護予防)訪問介護と総合事業(訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA)を一体的に実施する場合の訪問介護員の員数とは。	訪問介護, 介護予防訪問介護, 訪問介護相当サービス又は訪問型サービスAの4サービスに従事する訪問介護員の資格を有する者をあわせて常勤換算2.5以上です。	
3 訪問	サービス提供責任者と訪問事業責任者を兼務できるか。	<p>不可能です。</p> <p>ただし, (介護予防)訪問介護, 現行相当サービス及び訪問型サービスAを一体的に実施しており, 訪問型サービスAを含めた利用者の数が40又はその端数を増すごとに1以上サービス提供責任者を配置することをもって, 訪問型サービスAの基準を満たしているときのみ可能です。</p>	
4 共通	既に指定を受けた同種のサービスと一体的に事業を実施する場合, 設備等を共用できるか。 (例: 通所介護の指定を受けた後, 通所介護相当サービスの指定を受ける場合, 食堂兼機能訓練室の共用はできるか)	業務に支障が無い場合に限り可能です。	
5 共通	みなし指定の有効期限(平成30年3月31日)後も訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの実施を希望する場合は手続が必要か。	更新手続が必要となります。詳細については平成29年度に周知予定です。	
6 共通	みなし指定を受けているが, 同種の訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの指定申請は必要か。	同種のサービスであればみなし指定の有効期限(平成30年3月31日)までは不要です。	
7 訪問	みなし指定を受けているが, 訪問型サービスAの指定申請は必要か。	訪問型サービスAの実施を希望する場合は指定申請が必要です。	

8	共通	総合事業(訪問介護相当サービス, 通所介護相当サービス, 訪問型サービスA)を開始する場合, 定款及び登記の目的欄にどの様に記載すればよいか。	「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)」と記載してください。	
9	共通	平成28年2月1日以降は介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定申請を行うことはできないのか。	指定申請を行うことは可能ですが, 有効期限は平成30年3月31日までとなります。	
10	訪問	訪問型サービスAの従事者の資格要件に「一定の研修受講者」とあるが, 柏市では研修を実施するのか。	柏市訪問型生活支援ヘルパー養成研修として実施する予定です。初回は平成28年1月に開催します。 平成28年度は定期的に開催する予定です。	
11	訪問	訪問型サービスAの同一建物減算の取扱いとは。	減算の取扱いは以下のとおりです。 ①事業所と同一の建物又は同一若しくは隣接の敷地内の建物に居住する利用者については, 1人から減算 ②①以外の建物については, 訪問型サービスAの利用者が20人以上となる場合に減算 ※訪問型サービスAの利用者数のみを合計し, 訪問介護等の利用者数は合算しない。 ※その他の取扱いは, 訪問介護の同一建物減算の取扱いを準用	
12	訪問	訪問介護の同一建物減算のうち, 事業所と同一の建物又は同一若しくは隣接の敷地内の建物以外の, 20人以上居住する建物に係る減算については, 具体的にどのように計算すれば良いのか。 (参考: 国QA項番18 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ&A【平成27年8月19日版】)	利用者数の計算の例は以下のとおりです。 ※訪問介護相当サービスは訪問介護等と合算し, 訪問型サービスAは別に計算します。 (例1) ①訪問介護+介護予防訪問介護+訪問介護相当サービス=15人 ②訪問型サービスA 5人 ①, ②共に利用者数の合計が20人に満たないため減算無し。 (例2) ①訪問介護+介護予防訪問介護+訪問介護相当サービス=22人 ②訪問型サービスA 10人 ①は利用者数の合計が20人以上のため減算。 ただし, ②訪問型サービスAは20人に満たないため減算無し。 (例3) ①訪問介護+介護予防訪問介護+訪問介護相当サービス=15人 ②訪問型サービスA 25人 ①は利用者数の合計が20人に満たないため減算無し。 ただし, ②訪問型サービスAは20人以上のため減算。	
13	その他	平成28年4月1日から, 定員18名以下の通所介護事業所は地域密着型サービスに移行するが, 介護予防通所介護も地域密着型サービスとなるのか。	介護予防通所介護は地域密着型サービスへ移行せず, 引き続き広域サービスとなります。	